

# 古河市耐震改修促進計画の 施策の追加について

令和5年4月



古河市

## 古河市耐震改修促進計画の施策の追加について

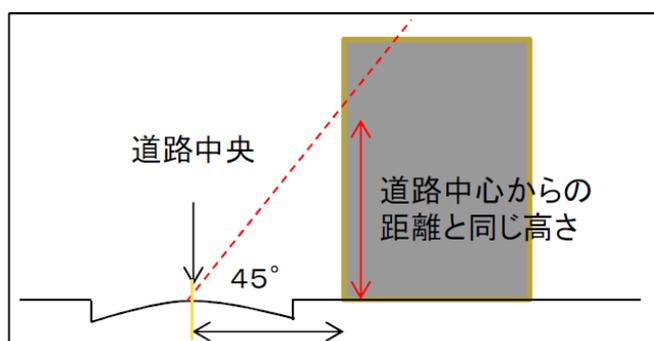
### (1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

#### ア 民間の大規模建築物等の耐震化に対する助成事業

茨城県耐震改修促進計画において、広域の緊急輸送を担う交通軸である道路、及びそれらの道路から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路が耐震診断義務付け道路に位置付けられています。対象建築物は、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれがある、下図の要件に該当する建築物(以下、要安全確認計画記載建築物という。)です。

耐震性の高い市街地の形成及び避難路の機能の確保を図るため、要安全確認計画記載建築物の耐震化に対して助成を行います。

項目	事業内容
事業名	要安全確認計画記載建築物耐震化補助金交付事業
対象建築物	要安全確認計画記載建築物（その他要件あり）
概要	耐震診断費用を助成する（限度額あり）



※倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物（高さ6mを超えるもの）